

教育長の「不適切」な言動の事実を明らかにすることを求める決議

去る、令和5年9月7日、町長から議員に対し、教育長が、中学校での生徒指導事案において、当時の担当課長の同席のもと行った校長に対する面談及び当該中学校に赴いて行った生徒指導事案に関わった担当教諭らに対する事実確認のための聴取の中で、教育長として不適切な言動を確認したため、文書による「厳重注意」を行ったとの説明があった。

内容としては、校長に対する面談では「土下座」等、極めて不適切な言葉を用いて、長時間にわたり指導が行われ、担当教諭らに対する聴取では、同席のみで発言はしないとの約束を反故にし、教諭に対し繰り返し質問を行う等の発言がなされ、結果、このことのみが要因と断定できないものの、1人の教諭が途中で退出し、翌日から病気休暇を取得、長期にわたり休職するという事案が発生したとの報告であった。

その際、町長からは、不適切な発言として、「土下座」の他に人格を否定する発言や女性を卑下する発言も不適切な発言として確認したとの報告を受けたが、過日の民生教育消防常任委員会における質疑では、教育長が答弁において、不適切な発言として言及したのは「土下座」という発言のみであった。

また、担当教諭の聴取においても、町長の説明や以前の本会議の答弁では、約束を反故にするなど不適切な言動があったとの説明があったが、過日の民生教育消防常任委員会における教育長からの答弁では、心的負担を感じさせた点以外は、話した内容、言葉、態度に問題はないと発言されている。

以上のことからして、私たちが町長及び執行部から事前に聞いた内容とは大きく差異がある。

委員会質疑の中で、教育長が事実と異なる答弁をしたということであれば、議会の尊厳を揺るがす重大な問題であり、また、町長が議会に報告した内容と教育長が委員会質疑において異なる内容を発言したこと自体が町行政としてのガバナンスが問われていると考える。

よって、教育長の不適切とされる言動について、第三者機関において、事実を明らかにすることをここに強く求める。

以上、決議する。

令和5年9月29日

大阪府三島郡島本町議会